

ID: 1849

担当部署: 都市建設課

処分の概要	移動等円滑化施設協定の変更認可(第44条第1項の準用)		
法令名 根拠条項	高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律 第51条の2第3項		
法令番号	平成18年法律第91号		
【基準】			
準用規定法第44条第1項の規定による。 (移動等円滑化経路協定の変更)			
第44条 移動等円滑化経路協定区域内における土地所有者等(当該移動等円滑化経路協定の効力が及ばない者を除く。)は、移動等円滑化経路協定において定めた事項を変更しようとする場合においては、その全員の合意をもってその旨を定め、市町村長の認可を受けなければならない。			
2 前2条の規定は、前項の変更の認可について準用する。			
標準処理期間	40日		
備考			
設定年月日	令和3年10月1日	最終変更年月日	年 月 日